

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成23年度 第2回所沢市文化財保護委員会
開 催 日 時	平成23年10月31日(月) 午後3時30分 から 午後5時10分
開 催 場 所	市役所604会議室
出 席 者 の 氏 名	林 宏一 新井政明 羽生修二 川井 博 上川 准 新藤康夫 宮本八恵子
欠 席 者 の 氏 名	谷川章雄 石鍋壽寛
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	議事 1 継続案件について ① 齊藤家建造物(明治天皇行在所跡) ② 旗本の墓塔 報告事項 1 埋蔵文化財調査センター事業報告 2 その他
会 議 資 料	・ 所沢市内旗本墓塔一覧(資料:1) ・ 埋蔵文化財調査センター平成23年度事業予定・報告(資料:2)
担 当 部 課 名	教育長:佐藤徳一 教育総務部 部 長:山寄裕司 文化財保護課 課 長:鈴木正行 副主幹:中島岐視生 小澤一良 主 査:稲田里織 生涯学習推進センター 参 事:金子美也子 教育総務部文化財保護課 電話04(2998)9253

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>開会</p> <p>教育長あいさつ</p> <p>文化財保護委員長あいさつ</p> <p>以降、林委員長が議長となり、議事を進める。</p> <p>冒頭「所沢市情報公開条例」に基づき本会議、会議資料、会議録の公開について諮り、公開とすることを議長が宣言。次に、会議録については要約方式、発言者の委員名は出さず「委員」の表示とすること、会議録の確定は議長（委員長）の承認でおこなうことを確認した。</p> <p>議事</p> <p>1 継続案件について</p> <p>① 齊藤家建造物（明治天皇行在所跡）</p> <p>本件については、平成22年度第3回会議において、齊藤家建造物を後世に残すため指定したいという文化財保護委員会の意向が示されており、また、建造物担当委員の所見では、現状では十分評価できる状態とは言い難いが、当初の姿に復原できることが判明しており、屋根や二階窓などを当初に近い形に復原することで、文化財としての価値がより明確に表明できるとされていたと思います。</p> <p>本会議の開始前に行った齊藤家建造物の視察では、それぞれ担当の立場から現地を見たと思いますが、改めて、建造物担当委員からこれまでの経緯と建造物としての価値等について、ご説明いただけますでしょうか。</p> <p>齊藤家建造物については、躯体はよく残っており価値があると言えますが、一部改修があるので可能ならば復原した状態で指定する方がよいと所見に記しました。外観への大きな改造が認められる置屋根から瓦屋根への変更と、二階の観音開きの土戸を備えた窓から引違い窓に替えた点などの復原です。しかし、復原については所有者の経済的な負担も大きいため、今の状態で指定できるのかを審議する必要があると思います。建造物的には、歴史・建造物とも文化財としての価値はあると考えます。</p> <p>また、所有者には「行在所」の名称を残したいという意向がありますが、齊藤家には所沢の旧家としての歴史があつて、それを背景として明治天皇行在所となったのであり、指定名称に「行在所」を残すかも課題です。建造物指定とした場合、指定名称を「行在所」とするのは難しいというのが担当の意見です。</p>

議 長	<p>本件は、もともと「行在所」という文化財指定を見直そうというところから始まり、指定解除という考えもありましたが、齊藤家建造物は歴史的な価値もあるため、史跡から建造物へ種別を変更する方向で審議を進め、建造物担当委員に建造物としての評価をお調べいただいた経緯があると整理しています。</p> <p>事務局としての認識はいかがですか。</p>
事務局（鈴木課長）	<p>平成 19 年度第 3 回会議において、齊藤家の店舗（見世蔵）を中心市街地活性化拠点施設として活用する話があるという報告を事務局からさせていただき、平成 20 年度と翌 21 年度に見世蔵・すまい・土蔵の建造物調査を実施しています。その調査結果に基づき、建造物担当委員から建造物に対する所見をいただきました。</p>
議 長	<p>種別の変更については、所有者へ説明したところ、齊藤家建造物を末長く残していくために、建造物として指定してほしいとの意向が示されておりますとともに、名称については、「齊藤家建造物（明治天皇行在所）」としてほしい旨の要望がございました。</p>
議 長	<p>先程の視察でも、所有者は「行在所」としての名称を大切にしているように感じました。また、建造物として指定する場合、復原した上での指定というのは早急には無理ですので、図面上で復原できるという評価もあると思います。各委員のご意見はいかがですか。</p>
委 員	<p>山口県下関市にある長府毛利邸を見学してきましたが、「長府毛利邸（明治天皇行在所）」となっていたと思います。</p>
委 員	<p>先例があるなら「行在所」という名称は残してもいいと思います。</p>
議 長	<p>他の自治体の指定文化財で指定名称が「行在所」とされている事例など、事務局でも調査をお願いします。</p> <p>（※審議後に下関市文化財保護課へ確認したところ、長府毛利邸は明治天皇行在所として使用された建造物ですが、文化財としては指定されていないとのこと。）</p>
委 員	<p>所有者は、齊藤家の歴史あつての行在所ではなく、逆に行在所に価値を見出しているように感じました。建造物として指定する場合には、所有者にその辺りをご理解いただく必要もあると思います。</p>
議 長	<p>それは委員が伺って所有者に説明をすれば、ご理解いただけると思います。</p> <p>少なくとも図面での復原ができるとして指定した場合、維持管理や復原の問題が生じてくると考えます。現状では、維持管理のため所有者が改修を加えているようですが、修理により価値が失われていく危険性も高く、建造物としての価値を護るためには、管理方法なども所有者にご理解いただく必要があると思います。</p>

委員	<p>他市の例ですが、後世の改築がネックになり、文化財指定を見送られた建造物もあります。また、文化財指定した場合は、より当初に近いかたちで復原することが求められてくると思いますが、市としてはどこまで考えているのかだと思います。</p> <p>齊藤家は、建造物としては価値があると言えますが、改築も著しく、西側には部材が腐っている箇所も見られました。内部についても改修があり、建造物を残すことは大切ですが、文化財指定をするかどうかは疑問も残ります。</p>
委員	<p>図面での復原ができるとして指定した場合、将来的には復原するということでしょうか。</p>
議長	<p>文化財指定をすれば、そうなってくると考えます。周辺には江戸時代に建てられた建造物は残っていないので、所沢のかつての環境や景観を所有者や市民、自治体が残していこうという意志を持つかだと思います。</p>
委員	<p>委員のこれまでの活動を通じて思うところがあればご発言ください。</p>
委員	<p>2000年前後、旧町地区の土蔵が失われていく中で、町並みツアーが数回開催されました。遠方からも多くの人が集まり、歴史的建造物への関心の高さを感じましたが、次のアクションにはつながりませんでした。</p>
委員	<p>かつての所沢の伝統的な町家を伝える建造物は、現在では、秋田家と齊藤家の2件だけだと思います。秋田家建造物も現在は使われていないと聞いていますので、年々傷んでくると感じています。</p>
議長	<p>所沢市がどう判断するのか、文化財保護のスタンスが問われるところだと思います。これだけ景観が変わる中で、現存する建造物は貴重だと言えます。</p>
委員	<p>川越市は蔵造りの町並みを保存・活用することに成功しましたが、所沢ではその機運は感じられません。旧町地区の歴史的建造物は、あっという間になくなってしまった感があります。齊藤家建造物を保存していくためには、建造物として指定していくしかないだろうと考えます。</p>
委員	<p>齊藤家建造物のみを保存しても所沢の旧町を伝えるインパクトはなく、周辺の建造物もまとめて指定する方がいいと考えます。また、齊藤家建造物は、見世蔵など倒れかけているように見受けられました。指定にあたっては、修繕についても考えていかないといけないと思います。</p>

委員	町並みツアーでのことですが、参加者が興味を示していたのは地形でした。齊藤家の屋敷配置など、地形と町の作り方のモデルとして、町場形成の復原もできるのではないのでしょうか。
委員	齊藤家建造物を保存し、将来的に活用していく姿勢があれば、まちづくり等の補助を得て、復原費用に充てることも考えられると思います。
委員	佐倉市では、バラバラに残っていた武家屋敷を移築して3軒並べて保存・活用したところ、観光客も増えたと聞いています。
議長	所沢のかつての町並みのシンボルという点、明治天皇行在所として使用された点、建造物としても江戸末期の躯体をとどめているという3点から、指定の評価はできると思います。
事務局（山崎部長）	開発が進む中で銀座通りも一変しており、文化財保護の中で何を伝えていくのか、所沢市の歴史に対するスタンスについて、事務局の意見を聞きたいと思います。
議長	「第5次所沢市総合計画」の中の総合的に取り組む重点課題として「所沢ブランドの創造と地域経済の活性化」が盛り込まれており、この所沢ブランドの要素になるという意見もございますが、ビックプロジェクトにはなっていないというのが現状です。銀座通りに面した外観の改築が進んでいるというのも、素直に踏み出せていない要因と考えます。
議長	決断しがたい部分はあると思います。
委員	文化財は文化財保護法だけでは護りきれない部分も多く、市長部局において支援体制を整えてもらえるかも課題になってくると考えます。
委員	規制をかけないと、どんどん失われていくと思いますので、指定という規制をかけて護っていく必要があると考えます。
議長	これまでの文化財指定の仕方とは違って、特例的なものになるかと思いますが、史跡から建造物として指定する方向でよろしいでしょうか。
委員	行在所に対する所有者との見解の違いについて、文化財保護委員会から説明する必要もあるかと思います。
委員	指定対象としては、見世蔵・すまい・土蔵と敷地全体の構成が良く保存されているので、屋敷全体が対象となると考えます。
議長	文化財指定に際しては、現状変更などの制限もかかってくるので、指定範囲については、改めて所有者確認が必要だと考えます。

事務局 (山岸部長)	<p>特例的な指定というお話もありましたので、本件の指定については、諮問・答申というかたちで進めていきたいと思いを。</p>
議 長	<p>②旗本の墓塔</p> <p>次に「旗本の墓塔」について、事務局から報告をお願いします</p>
事務局 (小澤副主幹)	<p>前回の会議において、墓塔の所有者や管理状況、遺族の確認などを調査する必要があるとご提案いただいております。</p> <p>調査結果をまとめたものが、資料:1「所沢市内旗本墓塔一覧」でございます。所在寺院に確認したところ、所有者が判明したものは、16番の沢氏の墓塔のみであり、ほかの墓塔は全て先代のご住職の頃には既に所有者が分からなくなっており、所在寺院等によって維持管理がされている状況でございます。</p>
議 長	<p>本件を指定候補とすることについて、ご意見はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>近隣では入間市と狭山市で旗本の墓を指定文化財としている事例があるようです。</p>
委 員	<p>旗本の地方支配を裏付ける資料にはなると思いますが、所沢に縁のある旗本としては永井氏もいるのですが、墓塔の所在は不明で、この一覧には入っていないようです。</p>
議 長	<p>審議を進めるには、考古と古文書担当委員に少しずつ調べていただく作業が必要になってくると思います。担当委員と事務局で現地の再確認等、今後も調査を進めていただくということよろしいでしょうか。</p>
全 員	<p>異議なし。</p>
事務局 (中島副主幹)	<p>報告事項</p> <p>1 埋蔵文化財調査センター事業報告</p> <p>【埋蔵文化財調査センターの事業内容等を報告】</p> <p>3件の発掘調査と公開・活用事業及び報告書の刊行予定等について報告された。</p>
議 長	<p>山際遺跡第4次調査について、考古担当委員は現場を見ているのでしょうか。</p>
事務局 (中島副主幹)	<p>新藤委員に現場を見ていただいております。</p>
議 長	<p>2 その他</p> <p>その他として、事務局から報告事項はございますでしょうか。</p>

事務局(小澤副主幹)	<p><b>【滝の城跡整備事業報告】</b></p> <p>10月から滝の城跡整備事業として、二の郭において発掘調査を実施中であり、この調査結果については次回会議で報告いたします。また、12月10日に現地説明会の開催を予定しております。</p>
事務局(金子参事)	<p><b>【ふるさと研究事業紹介】</b></p> <p>羽生委員と宮本委員にもご協力をいただき、10月23日から市民学芸員養成関連講座として「クローズアップ所沢」を開催しています。さらに、市民学芸員養成講座としては、11月27日から全5回の講座を計画中でございます。また、秋季企画展「震災を考える」を開催中であり、震災をテーマとした展示のため多くの職員に見学いただこうと、毎週水曜日の公開を午後7時まで延長しています。</p>
事務局(稲田主査)	<p><b>【所沢市伝統芸能発表会開催紹介】</b></p> <p>隔年で開催しております「所沢市伝統芸能発表会」を、平成24年2月19日に所沢市民文化センターミュージズの中ホールで開催予定です。指定文化財の「重松流祭ばやし」と「岩崎筋獅子舞」も上演予定です。詳細が決まり次第、案内を送付させていただきますので、是非ご来場ください。</p> <p><b>その他</b></p> <p>次回、第3回会議は、2月上旬から中旬の開催を予定。</p>